

**第 12 章 第一種貯蔵所設置許可申請〔第二種貯蔵所設置届〕及び
同位置等変更許可申請〔第二種貯蔵所位置等変更届〕
(※は変更申請を提出する場合)**

12.1 必要書類

(1) 内 訳

- ① 第一種貯蔵所設置許可申請書（様式第 17 号）
〔第二種貯蔵所設置届書（様式第 19 号）〕
※第一種貯蔵所位置等変更許可申請書（様式第 20 号）
〔第二種貯蔵所位置等変更届書（様式第 22 号）〕
- ② 委任状…代理人による申請の場合（様式第 35 号）
- ③ 貯蔵計画書及び添付書類等
※貯蔵設備変更明細書及び添付書類等

(2) 提出部数等

1) 第一種貯蔵所の場合

- ① 申請書は 2 部（正・副）提出する。
- ② 申請書の作成は「12.1 (1)」の項の①から順に③までファイルする。
- ③ 申請書のサイズは A 4 とし、図面は A 4 サイズに折り込む。
- ④ 提出先及び提出時期については、「第 1 章 1.5 (3)」の項を参照する。

2) 第二種貯蔵所の場合

- 届出書は 2 部（正・副）をあらかじめ提出する。
※変更の場合も同様にあらかじめ提出する。

12.2 貯蔵計画書の作り方

貯蔵計画書の記載事項は次のとおり。

(1) 貯蔵するガスの種類

- 貯蔵するガス名を記載する。「第 2 章 2.2 (1)」の項を参照する。
※変更のない場合は、「変更なし」と記載する。

(2) 貯蔵の目的

- 貯蔵の目的を具体的に記載する。「第 2 章 2.2 (2)」の項を参照する。
※変更のない場合は、「変更なし」と記載する。

(3) 貯蔵の方法

貯蔵の方法を具体的（ガス名、形態、容量）に記載する。

（記載例）

- 液化酸素を 2,900ℓ 液化石油ガスを 500kg 容器 4 本にて貯蔵する。
※変更のない場合は、「変更なし」と記載する。

(4) 最大貯蔵能力（小数点以下切捨て）

「第 2 章 2.2 (5)」の項を参照する。

※変更のない場合は「変更なし」と記載し、既設の貯蔵能力を記載する。

(注) 容器又は容器以外の貯蔵設備が 2 以上ある場合の貯蔵量の合算については、
「第 1 章 1.2(4)第二種貯蔵所（注 1）～（注 4）」の項を参照する。

(5) 都市計画法に基づく用途地域の種類

「第 2 章 2.2 (6)」を参照する。

(6) 一般則第 22 条～第 23 条又は第 26 条、液石則第 23 条～第 24 条又は第 27 条に定める技術上の基準に対応する事項

「参考資料〈2〉又は〈3〉」のチェック表により技術上の基準に対する対応状況をチェックするとともに、それに対する具体的な措置、又は対応状況を確認できる書面等の添付について記載する。

12.3 添付書類

(1) 機器一覧表

「第 2 章 2.3 (1)」の項を参照する。

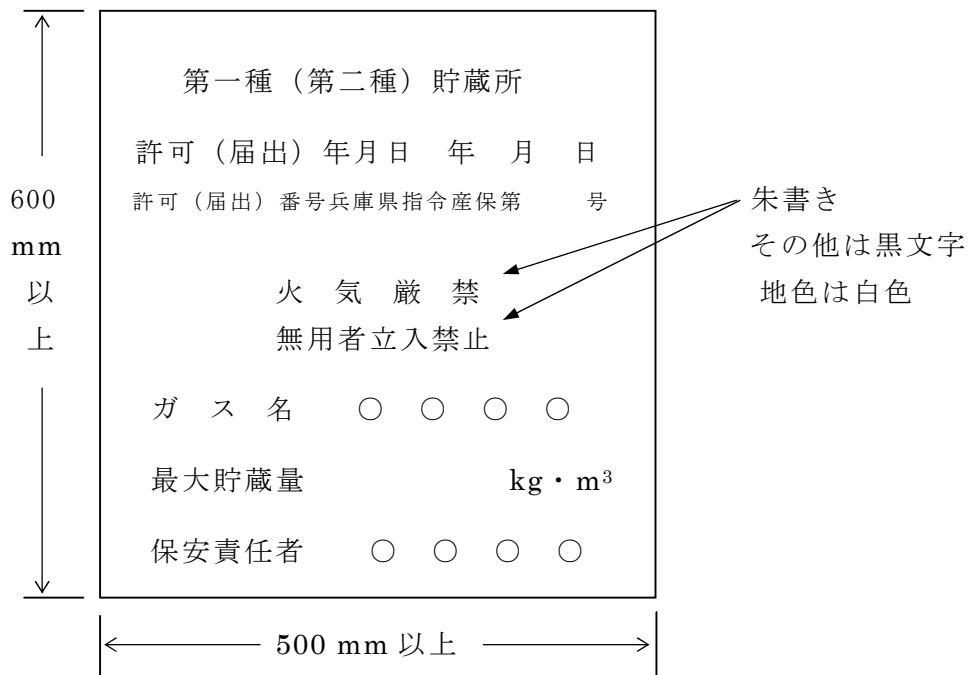
(2) 耐震設計に係る設計条件

貯蔵設備が耐震設計構造物である場合は、「第 2 章 2.3 (2)」の項を参照する。

該当しない場合は「該当せず」と記載する。

(3) 警戒標の種類及びその掲示位置

標示の参考例



その他の警戒標の種類については「第2章 2.3 (3)」の項を参照する。

(4) 保安物件に対する設備距離又は置場距離

1) 貯槽（配管で接続された容器も含む。）での貯蔵は「第2章 2.3 (4)」の項を参照する。

2) 容器のみで貯蔵する場合は容器置場面積に応じた距離をとる。

法定距離については添付する製造施設の配置図等に明示する。

「表 12.1」、「表 12.2」、「図 12.1」を参照する。

表 12.1 保安物件に対する貯蔵設備の設備距離

高圧ガスの名称						
高圧ガスの種類	可燃性ガス	毒性ガス	酸素	空気	その他	
	第一種設備距離			第二種設備距離		
	L ₁	L ₂	L ₃	L ₂	L ₃	L ₄
	法定保安距離	実 距 離		法定保安距離	実 距 離	
貯蔵設備の貯蔵能力 ガス名 () () m ³ 又は kg	m	m (名 称)		m	m (名 称)	
貯蔵設備の貯蔵能力 ガス名 () () m ³ 又は kg	m	m (名 称)		m	m (名 称)	
貯蔵設備の貯蔵能力 ガス名 () () m ³ 又は kg	m	m (名 称)		m	m (名 称)	
	m	m (名 称)		m	m (名 称)	
貯蔵設備の合計貯蔵能力 () m ³ 又は kg						

(注1) 実距離の欄の(名称)は、対象となる保安物件の名称を記載する。

(注2) 貯蔵能力の単位は 圧縮ガス … m³

液化ガス … kg

(参考)

	第一種設備距離	第二種設備距離
可燃性ガス・毒性ガス	L ₁	L ₂
酸素	L ₂	L ₃
空気・その他	L ₃	L ₄

表 12.2 保安物件に対する容器置場の置場距離

高圧ガスの名称	高圧ガスの種類			
高圧ガスの種類	可燃性ガス、毒性ガス、酸素、空気、その他			
	第一種置場距離		第二種置場距離	
	ℓ ₁	ℓ ₃	ℓ ₂	ℓ ₄
	法定保安距離	実距離	法定保安距離	実距離
置場面積 ガス名 () () m ²	m	m (名称)	m	m (名称)
置場面積 ガス名 () () m ²	m	m (名称)	m	m (名称)
	m	m (名称)	m	m (名称)
合計置場面積 () m ²				

(注1) 実距離の欄の(名称)は、対象となる保安物件の名称を記載する。

(注2) ℓ₃、ℓ₄は障壁ありの場合の法定距離

(注3) 容器置場の保安距離(第一種置場距離、第二種置場距離)を要約すると

(イ) 面積 25m²未満の可燃性ガス、毒性ガス以外のガスについては距離 0m でよい。

(ロ) 面積 25m²以上の全ガスについては、

	障壁あり	障壁なし
第一種置場距離	11.25 m	22.5 m
第二種置場距離	7.5 m	15.0 m

(ハ) 面積 8m² 以上面積 25m² 未満の可燃性ガス・毒性ガスについては

	障壁あり	障壁なし	
第一種置場距離	$2.25\sqrt{X}$	$4.5\sqrt{X}$	(X: 容器置場の面積m ²)
第二種置場距離	$1.5\sqrt{X}$	$3\sqrt{X}$	

(ニ) 全ガスとも面積が 8m² 未満で、障壁があれば距離は 0m でよい。

(注 4) 障壁構造としては、次の 3 通りがある。(一般高圧ガス保安規則関係例示基準)

(イ) 鉄筋コンクリート製障壁

直径 9mm 以上の鉄筋を縦・横 40cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ 12cm 以上、高さ 1.8m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想される爆発の衝撃に対して十分耐えられる構造のものであること。

(ロ) コンクリートブロック製障壁

直径 9mm 以上の鉄筋を縦・横 40cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ 15cm 以上、高さ 1.8m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想される爆発の衝撃に対して十分耐えられる構造のものであること。

(ハ) 鋼板製障壁

厚さ 3.2mm 以上の鋼板に 30×30mm 以上の等辺山形鋼を縦・横 40cm 以下の間隔に溶接で取付けて補強したもの又は厚さ 6mm 以上の鋼板を使用し、そのいずれにも 1.8m 以下の間隔で支柱を設けた高さ 1.8m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想される爆発の衝撃に対して十分耐えられる構造のものであること。

(5) 事業所付近の状況図

「第 2 章 2.3 (5)」の項を参照する。

(6) 貯蔵設備の配置図 (設備距離を示す図面)

「第 2 章 2.3 (6)」の項を参照する。

(7) 高圧ガス貯蔵設備の配管系統図

「第 2 章 2.3 (7)」の項を参照する。

(8) 高圧ガス貯蔵設備の配置、配管図 (寸法、材質が記載された図面)

「第 2 章 2.3 (8)」の項を参照する。

(9) 高圧ガス設備及び安全弁等の構造図 (機器一覧表(1)(2)(3)(5)(6)(7)に係るもの)

「第 2 章 2.3 (9)」の項を参照する。

- (10) ガス設備の構造図（機器一覧表(1)(2)(3)に係るもの）
- (11) 高圧ガス設備の強度計算書（特定設備、大臣認定品、KHK受検品を除く。）
「第2章 2.3 (11)」の項を参照のうえ記載する。
- (12) 安全装置の吹出し量計算書
「第2章 2.3 (12)」の項を参照のうえ記載する。
- (13) 耐震設計計算書（耐震設計対象設備のみ）
「第2章 2.3 (13)」の項を参照のうえ記載する。
- (14) その他
「第2章 2.3 (14)」の項を参照のうえ記載する。

※ (1)～(4)、(7)～(14)の書類は、変更の内容に該当しない場合は添付の必要はない。
但し、(4)にあつては処理設備及び貯蔵設備に変更がなく、かつ設備距離及び置場距離を自己敷地内で確保している場合に限る。

12.4 第一種貯蔵所完成検査申請

第一種貯蔵所設置及び位置変更の場合には完成検査申請書を提出する。

- (1) 必要書類
 - ① 第一種貯蔵所完成検査申請書（様式第23号）
 - ② 提出部数 2部（正・副）
- (2) 検査時における必要書類
「第4章 4.2」の項を参照する。

12.5 貯蔵所廃止届

貯蔵所廃止時における提出書類

- (1) 貯蔵所廃止届書（様式第24号） 2部（正・副）

図 12.1 事業所配置図（貯蔵設備別の保安距離記載例）

